

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社キャピタル・アセット・プランニング	コード	3965
提出日	2023/11/29	異動(予定)日	2023/12/22
独立役員届出書の提出理由	2023年12月22日開催の第35回定時株主総会で社外役員の選任議案が付議されるため。		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の 同意			
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし					
1	名越 秀夫	社外取締役	○												△						
2	坂本 忠弘	社外取締役	○																	○	
3	木元 教雄	社外監査役	○												△						新任
4	植田 益司	社外監査役	○																	○	新任
5																					

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	平成21年11月30日から平成28年11月30日まで、当社の顧問契約先でありました、「生田・名越・高橋法律事務所」(現 インテックス法律特許事務所)に所属されております。	名越秀夫氏は、当社顧問契約先の1つである「生田・名越・高橋法律事務所」(現 インテックス法律特許事務所)に所属されており、当社の商標登録の調査等をご担当いただいております。平成27年12月、当社が上場に向け、コーポレートガバナンスの一層の強化を図るため、当社のビジネスモデルを理解されており、弁護士としての専門的な知識・経験および経営全般についての幅広い見識から社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し招致致しました。 なお、当社との顧問契約に基づく報酬の「生田・名越・高橋法律事務所」(現 インテックス法律特許事務所)の収入に占める割合は僅少であり、また、同事務所との契約期間中において、当社は同事務所以外にも2つの法律事務所との法務契約を締結していたため、当社と同事務所の相互の依存度は低かったものと認識しております。 したがって、当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないことから、同氏の独立性に問題はないと考え、独立役員に選任しております。
2	—	坂本忠弘氏は、金融庁監督局等で培った金融行政に関する幅広い見識と豊富な経験を有すると共に、株式会社の代表取締役や他社の非常勤理事を務められており、当社の対処すべき課題等に対し、中長期的な企業価値の向上や株主の利益保護のため、独立した客観的な立場から経営に対し監督を行って頂くことを期待し、当社社外取締役として選任いたしました。 なお、当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反関係が生ずるおそれがないことから、独立役員としての職務を適切に遂行できると判断したため、独立役員に選任しております。
3	1990年4月に株式会社近畿銀行(現 株式会社関西みらい銀行)に入行し、2023年12月21日付けで株式会社関西みらい銀行 監査役(常勤)を退任される予定です。	木元教雄氏は、長きにわたり金融機関に在籍し、金融領域に関する知見と、監査役(常勤)として培われた豊富な経験を有しており、当社社外監査役として適任と判断しております。 なお、当社は、同氏が在籍されている株式会社関西みらい銀行から金銭の借入れをしておりますが、同行からの借入残高は少なく、且つ同行以外にも複数の借入れ先があることから、相互の依存性は低いものと考えております。 従って、当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないことから、同氏の独立性に問題はないと考え、独立役員に選任しております。
4	—	植田益司氏は、公認会計士・税理士として豊富な経験と専門知識を有しており、公正な監査を期待できると考えられることから、当社社外監査役として適任と判断しております。 なお、当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないことから、独立役員としての職務を適切に遂行できると判断したため、独立役員に選任しております。

4. 補足説明

—

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。